株式会社 てとてと 訪問介護利用契約書

_____(以下「利用者」といいます。)と株式会社てとてと(以下「事業者」といいます。)は、事業者が訪問介護事業所において提供する訪問介護(以下「サービス」といいます。)の利用等について、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間が 満了する日までとします。

ただし、契約期間満了日前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、 認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間 満了日までとします。

2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から契約を更新しない旨の申し出 がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されます。第1項のただ し書きは、更新後の契約についても適用されます。

(個別サービス計画の作成)

- 第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏ま え、利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を 達成するための具体的サービス内容等を記載した訪問介護計画を作成します。
- 2 訪問介護計画の作成に当たって、事業者はその内容を利用者に説明し同意を得た上で、交付します。
- 3 事業者は、訪問介護計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、 目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

- 第4条 事業者が提供するサービスの内容は、「重要事項説明書」に定めるとおりです。
- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内であって、契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに 担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

- 第5条 利用者からお支払いいただく利用料及びその他の費用等は、「重要事項 説明書」に記載のとおりです。
- 2 事業者は、利用月ごとに利用料等を計算し、請求書に合計額と明細を付して、利用月の翌月10日までに利用者に請求します。
- 3 利用者は、1か月の利用料等の合計額を、利用月の翌月20日までに事業者 に支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(利用料等の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正や経済状況の著しい変化 その他やむを得ない事由等により、利用料等の変更の必要が生じた場合は、 利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利 用料等を請求することができるものとし、このうち、介護保険の適用を受け ないものについては、1か月以上前に文書で通知することとします。ただし、 利用者は、この変更に同意することができない場合には、この契約を解約す ることができます。

(利用料等の滞納)

- 第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料等を3か月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1か月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者の居宅サービス計画を作成 した居宅介護支援事業者と利用者の日常生活を維持する見地から、必要な協議 を行うものとします。
- 3 事業者は、前項の協議を行った上で、利用者が第1項の期限までに滞納額 の支払いをしなかったときは、文書で通知することにより契約を解約するこ とができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはできません。

(利用者の解約権)

- 第8条 利用者は、事業者に対して7日以上の予告期間をおいて文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が倒産した場合

(事業者の解約権)

- 第9条 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し1か月以上の 予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約 することができます。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、前2項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専 門員等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要 な措置を講じます。

(契約の終了)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。
 - (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、 契約期間が満了した場合
 - (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間 が満了した場合
 - (3) 第6条又は第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
 - (4) 第9条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間 が満了した場合
 - (5) 第7条第3項又は第9条第2項に基づき、事業者から解約の意思表示が なされた場合
 - (6) 利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
 - (7) 利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合

(8) 利用者が死亡した場合 (秘密保持)

- 第11条 事業者及び従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義 務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報 についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービ ス計画立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者との連絡調整 等において用いません。

(損害賠償)

- 第12条 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又はその家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の故意・過失等の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又はその家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(苦情処理)

- 第13条 利用者又はその家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口又は関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が、苦情申立を行ったことを理由として、 利用者に対していかなる不利益な扱いをいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを完結後2年間保管し、利用者又はその代理人の請求に応じてこれを公開、 又は複写物を交付するものとします。

(契約外条項)

- 第 15 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定める

ところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。 (裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

	年	,	月	日	
利	用	者	住	所	·
			氏	名	
法	定代	理人	住	所	
					<u></u> の続柄
事	業	者	所在:	地	兵庫県伊丹市鴻池4丁目10番1号

名 称 株式会社 てとてと

代表取締役

印